

住民税非課税世帯等への特別給付金のご案内

この給付金は、住民税均等割非課税世帯や新型コロナウイルスの影響で家計急変のあった世帯を支援する給付金です。

●支給対象世帯

いずれも令和3年度住民税非課税世帯への臨時特別給付金を受給されていない方が対象です。

①住民税均等割非課税世帯

基準日(令和4年6月1日)において、世帯全員の令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯

②家計急変世帯

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯

●支給額 **1世帯あたり10万円**(1世帯1回限り、①と②の重複受給はできません)

●支給手続きについて

①住民税均等割非課税世帯

対象と思われる世帯には、「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給要件確認書」を6月下旬に発送しています。内容を確認いただき**9月16日(金)**までに町に返送してください。

※住民税の申告がお済みでない方が世帯にいる場合は、確認書を送付していません。申告をしていただき、対象世帯となる場合には福祉係までお越しください。

②家計急変世帯

＜申請できる世帯＞

令和4年1月以降、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が減少し、令和4年度分の住民税均等割が課されている世帯員全員のそれぞれの年収見込額が、「※住民税均等割非課税相当水準以下」の世帯

「※住民税均等割非課税世帯相当水準以下」の判定方法

令和4年1月以降の任意の1カ月の収入に1年分の12を掛け、年収に換算し判定します。収入の種類は、給与、不動産、年金です。非課税の公的年金等収入(遺族・障害年金など)は含みません。要件を満たす方は次の書類をご提出ください。

＜提出書類＞

- ・住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(家計急変世帯分)申請書(請求書)
- ・簡易な収入(所得)見込額の申立書(家計急変者用)
- ・申請・請求者本人確認書類のコピー(運転免許証、マイナンバーカード(表面)、健康保険証等)
- ・受給口座を確認できる通帳やキャッシュカードのコピー
- ・「任意の1カ月の収入」の状況を確認できる書類のコピー等

＜申請期限＞ **9月30日(金)(必着)**

問い合わせ先 保健福祉課福祉係(32)6522
制度全般に関するご相談 厚生労働省コールセンター 0120(526)145



ホームページ
二次元コード

住民税非課税相当収入・所得限度額等は町ホームページでご確認ください。

子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯以外の子育て世帯分)のご案内

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対する生活の支援を行うため**給付金の支給**を実施します。

●支給対象者

令和4年3月31日時点で18歳未満の児童(障害児の場合、20歳未満)を養育する父母等で支給要件のいずれかを満たす方

(※令和5年2月末までに生まれた新生児等も対象になります。)

●支給要件

次のいずれかに該当する方

●令和4年度**住民税(均等割)が非課税**の方

●令和4年1月1日以降の収入が新型コロナウイルス感染症の影響を受けて急変し、**住民税非課税世帯相当の収入※**となった方

●支給額 支給対象児童1人あたり5万円

支給に当たっては、申請が**不要な場合と必要な場合があります**。必ず以下の支給手続きをご確認ください。

●支給手続きについて

①令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で住民税非課税の方

対象となる方は7月11日に支給しました。4月分以降で対象となる方は、随時支給します。

未申告の方は対象となる場合でも、本給付金が速やかに支給できない可能性があります。

②新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方

申請が必要です。申請書等はホームページに掲載している他、窓口での配布や郵送もしています。申請書等に必要事項をご記入後、福祉係に直接、または郵送でご提出ください。審査後、要件を満たす場合、指定口座へお振り込みします。

※住民税非課税相当収入額(保護者の中で収入が高い父または母1人あたり)

世帯の人数		収入の目安	収入の目安(月額)
2人	父または母+子1人など	1,378,000円	114,833円
3人	夫婦+子1人など	1,680,000円	140,000円
4人	夫婦+子2人、夫婦+子1人+扶養親族1人など	2,097,000円	174,750円
5人	夫婦+子3人、夫婦+子2人+扶養親族1人など	2,497,000円	208,083円
6人	夫婦+子4人、夫婦+子2人+扶養親族2人など	2,897,000円	241,416円

収入見込額では上記の条件を満たさない場合は、所得見込額での判定を実施し、基準額以下であれば給付されます。

※簡易な所得見込額の申立書にて、所得額の計算ができます。詳しくは、ホームページをご確認ください。

●申込締め切り 令和5年2月28日(火)(必着)

問い合わせ先 ・住民税非課税の方への給付について 町民課こども係 (32)3114
・家計急変した方への給付について 保健福祉課福祉係 (32)6522
・制度全般に関するご相談 厚生労働省コールセンター 0120(811)166



ホームページ
二次元コード

ホームページはこちら 町ホームページ ⇒ 教育と子育て ⇒ 子育て支援
⇒ 子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の子育て世帯分)